

右條々堅被仰出者也。

慶長十六年七月二日

篠原出羽守  
奥村河内守  
横山山城守

### 六〇 城中服裝之儀其他御定

覺

- 一、城中諸奉公人、かたぎぬ、はかまにて可相詰事。
- 一、小姓共城中に出入候に付て、大脇指・とり上かみ并ひる袖・びんきり停止之事。
- 一、當番改之事、毎日着到を付、懈怠之者於有之は、番頭として當番之小者頭申付、即刻過錢請取可指上候。但、長煩候ものは誓紙を以可指上候。其上爲檢使着到付を可遣候。當座之煩に付ては、傍輩之内名代に可相立事。
- 一、於分國殺害人并辻切等於有之者、案内次第に頓速公事場年寄中檢使を遣、此以前相定候如御法度急度可申付事。
- 一、家中刀之事、侍・小者によらず、柄・鞘かけて三尺七寸より長く仕候事令停止候。脇指柄・鞘かけて二尺五寸より

外ながくいたし候事、可爲曲言事。

一、或は他國もの、或者主なしのもの宿かり候事、當町兩下代切手次第にかし可申候。本町之外わきくゝに宿をかし候事、堅被停止事。

一、本丸に出入之もの、年寄共之分は小姓三人・草履取二人、其外之儀者小姓二人・草履取一人可召連候。自然背法度、みだりに出入仕候者、當門番のものとして可申上候。誰々によらず可令改易事。

一、をどり并辻すまふ堅停止之事。若彼他國かぶき・をどり相越候共、一切宿かし候儀可爲曲言事。

一、相定當番之外、みだりにおくへ立入候儀可爲曲言候。用所候もの、よび出し次第可罷出候事。

慶長十六年七月二日

### 六一 辻斬・火付等告訴之儀

御觸

一、御當地於所々、頃日過ぎりいたすよし被聞召居候。彼惡逆人之儀、上下によらず密申上候はゞ、縦同類たりとい

ふともかへり忠たるの間、爲當座之御褒美、此金子五枚可被下候。直參之衆に候はゞ、隨其仁可被加御褒美事。

一、火付并惡黨人之儀、是又申上に付而者、御褒美可爲右同前事。

一、當御家中面々、少多不肖によらず、若黨・小者以下かぶきもの相抱候儀堅御停止候。若背御詮之旨候者、其主人可被處曲言事。

右條々被仰出處如件。

慶長十六年八月十二日

山 城  
河 内  
出 羽

### 六二 於高岡辻斬・火付等告訴之儀高札

條 々

一、當地於所々、辻ぎり・あくたう人、縦其同類之内たりといふとも、つげ來か、不然者ひそかに可令言上候。又若黨・下人・町人以下においては、當座の爲褒美此金子五枚可遣

之。直參之輩に至ては、爲忠節其身におふじて、一かどほうびをくはへ、尤神妙可存之事。

一、火付・惡逆人、右同前たるべきこと。

一、家中之面々、又若黨・下人已下かぶきもの抱置候事、最前より雖申出、尙以堅令停止畢。見付聞付次第、たれくたりといふとも、其主人可爲曲言事。

右條々可成其意也。

慶長十六年七月十七日

御 判

### 六三 灰吹銀子停止之儀御觸

あなたはいふきの銀子、并にせはいふき堅御停止候條、若取扱いたし候者就有之は、則搦捕可指上旨、駿河御奉行衆より被仰越候條、自今以後於分國中みだり之儀有之候者可被處嚴科旨被仰出候。依而如件。

慶長十六年八月十四日

河 内  
山 城  
出 羽